

香川高等専門学校校外実習の履修に関する規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香川高等専門学校の校外実習の履修に関し必要な事項を定める。

(校外実習機関)

第 2 条 学生が校外実習を履修する機関（以下「校外実習機関」という。）は、教務委員会の議を経て校長が選定する。

(校外実習の授業)

第 3 条 校外実習の授業は、校外実習機関における実習とする。

(校外実習の履修)

第 4 条 校外実習学生は、校外実習機関の定める諸規則及び校外実習機関における実習の責任者（以下「校外実習責任者」という。）の指示に従って校外実習を行わなければならない。

(校外実習の申込み)

第 5 条 校外実習を履修しようとする学生は、別紙第 1 号様式による校外実習申込書及び別紙第 2 号様式による誓約書を、校長を経て校外実習機関に提出するとともに、別紙第 3 号様式による承諾書を校長に提出しなければならない。

2 前項の校外実習申込書及び誓約書について、校外実習機関所定の様式がある場合は、その様式をもつて替えることができる。

(傷害保険の加入)

第 6 条 校外実習を履修する学生は、学校が指定する傷害保険に加入しなければならない。

(校外実習の履修)

第 7 条 校外実習を履修する学生は、校外実習機関の定める諸規則及び校外実習機関における実習の責任者（以下「校外実習責任者」という。）の指示に従って、校外実習を行わなければならない。

(校外実習期間及び校外実習時間)

第 8 条 校外実習の期間は、原則として 2 週間以上とする。ただし、校外実習機関の都合でやむを得ない場合でも、実働 30 時間以上とする。

2 校外実習の時間は、校外実習機関において定める時間又は校外実習責任者の指示する時間とする。

(校外実習報告書)

第9条 校外実習を履修した学生は、校外実習報告書を校外実習責任者の認印を得て、校外実習終了後速やかに、学科長を経て校長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第10条 校長は、教務委員会の議を経て、校外実習を履修した学生に1単位を認定する。

(遵守事項)

第11条 校外実習を履修する学生は、本校の学生であることを十分に自覚し、行動しなければならない。

2 前項の規定する遵守事項に関し必要な事項は、この規則に定めるものを除いて、校外実習機関の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、校外実習に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。